

粃すり機仕様書

<概要>

この仕様書は、農業事務所で行う品質調査で使用する粃すり機に適用するもので、納品機器は下記に定める必要条件を満足するほか、十分な耐久性、信頼性を有するものとする。

<目的>

農業事務所担当者が、水稻の高温による玄米の品質低下をいち早く確認するために活用する。粃すり機とは、水稻の粃を、もみ殻と玄米に分ける機器である。

1. 製品名、数量

大竹製作所製 インペラ粃摺り機ミニダップ FC2R 10台

2. 粃すり機必要条件

- (1) 粃すりが行えること
- (2) 100g 程度のサンプルを 1 回に 15 検体程粃すりを行う必要があることから、1 kg の粃を 1 分程度で擦れる性能
- (3) 設置箇所の確保から、60cm × 36cm × 63cm 以内の大きさであること

3. 納品

- (1) 納品状態 納品機器は新品であり、不具合がないもの
- (2) 納品場所 中部農業事務所農畜産課（前橋市上細井町 2142-1）、
〃 渋川地域農業課（渋川市金井 395）、
西部農業事務所農畜産課（高崎市台町 4-3）、
藤岡地域農業課（藤岡市下栗須 124-5）、
富岡地域農業課（富岡市田島 3 4 3 - 1）
吾妻農業事務所農畜産課（吾妻郡中之条町大字中之条町 664）、
利根沼田農業事務所農畜産課（沼田市薄根町 4412）、
東部農業事務所農畜産課（太田市西本町 60-27）、
桐生地域農業課（みどり市笠懸町阿左美 1912-1）、
館林地域農業課（館林市仲町 11-10）
※納品の際には、納品書を提出すること。
- (3) 納品期限 令和 8 年 1 1 月 3 0 日（納期に関わらず、早期の納品を希望）

4. 請求について

請求書の宛名は「群馬県知事 山本一太」とする。

5. 担当者

群馬県 農政部 米麦畜産課 農産係 田子

TEL 027-226-3128